

未成年者選挙運動禁止規定違憲確認等請求事件

原告 竹島一心ほか3名

被告 国

証拠説明書 (3)

2026年3月17日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 戸 田 善 恭

同 多 田 晋 作

同 太 田 こ も も

同 井 桁 大 介

同 谷 口 太 規

同 亀 石 倫 子

号証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲 3 0	ファーストステップ憲法 15.16頁	写し	2005. 5. 15 (発行)	赤坂正浩 ほか	日本の憲法学会においても未成年者の人権が議論されるようになったのは1980年代以降のことであること。	
甲 3 1	なぜ「表現の自由」か	写し	1988. 3. 31 (発行)	奥平康弘	憲法47条は表現の自由の制約をも広範な立法裁量に委ねたものではないこと。 選挙運動は民主主義にとってもっとも重要な過程である選挙過程において、もっとも強く保障されるべき市民的自由であること。 選挙の公正が選挙の自由に優越する価値を有するものではないこと。 「間接的付随的」制約は、規制する者の側から見た表現にすぎず、規制される側から見れば、表現の内容の直接規制であること。	
甲 3 2	選挙運動の自由—その憲法上の意義(一) (成城法学第13号)	写し	1983. 3 (発行)	戸松秀典	選挙運動の自由は、言論の自由と結びつき、言論の自由・表現の自由の一形態であるとともに、憲法の基本原理や選挙権、政治的自由との関連をも含めて最も典型的な基本的権利であること。	
甲 3 3	選挙運動規制と憲法21条—戸別訪問の禁止をめぐる問題を中心に (法学教室488号)	写し	2021. 4. 28 (発行)	門田孝	民意形成にとって重要な意味を持つ選挙運動は原則として自由に行われるべきであり、ルールないし制度としての選挙運動という考え方は、代表民主制の要請に反すること。	
甲 3 4	選挙法の研究	写し	2001. 9. 10 (発行)	野中俊彦	憲法21条はあらゆる表現の自由を保障する規定であり、選挙運動のルール作りも当然憲法21条の原則の枠内でなされなければならないこと。	

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲 3 5	「事前運動規制の違憲性」 (法学新報 130 卷 11・12 号)	写し	2024. 3 (発行)	橋本基弘	選挙の公正さは民主主義にとって重要であるから、包括的な表現規制であっても、厳格審査は適用されないというのは、奇妙な議論であり、実質的な害悪を惹起しない行為にまで禁止するのであれば、それは逆に国民の政治参加を阻害すること。
甲 3 6	選挙運動規制の再検討－ 「選挙の公正」と「選挙の自由」の調整？ (論究ジュリスト 5 号)	写し	2013. 5 (発行)	井上典之	「選挙の公正」は、自由な選挙運動を含めた「選挙の自由」がその内容として含まれることになり、両者は対立概念ではなく、「選挙の自由」が確保されてこそ「選挙の公正」が維持・達成されること。その意味で、「定められた共通のルールをすべての参加者が守る」という形式的な点に「公正さ」を求めるのではなく、自由の実現こそが「選挙の公正」になると考える必要があること。
甲 3 7	審査基準論の理論的基礎 (下) (ジュリスト 1364 号)	写し	2008. 10 (発行)	高橋和之	付随的制約とは、規制が表現行為の規制を直接の目的としているのではなく、通常表現行為とは考えられていない行為の規制が、特定の状況において、たまたま、結果的に、表現行為を規制する意味を持つに至った場合を指し、直接・付随の区別のポイントは、規制が表現行為を直接の対象としているかどうかにあること。

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲 3 8	最高裁における憲法判断の現況—調査官解説を踏まえた内在的分析の試み (論究ジュリスト23号)	写し	2017. 11 (発行)	木下昌彦	猿払事件判決で用いられた合理的関連性の基準は、「審査基準でない審査基準」であったこと。 すなわち、当該具体的事案のもとでは、利益衡量の結果合憲であることが明白であったことから、判決理由を簡易なものとするため便宜上示された基準に過ぎず、一般的な審査基準はおろか当該事案において最高裁が実際に採用した基準ではないこと。 規制の必要性が肯定される場合でも、特定の意見表明にとって十分な代替的伝達経路の遮断を導く場合には、違憲になる余地があること。
甲 3 9	国家公務員の政治的行為に対する刑事罰 (ジュリスト1466号)	写し	2014. 4. 10 (発行)	宍戸常寿	堀越事件判決により猿払判決は一つの事例判断として位置付け直されることになったこと。
甲 4 0	さらば、香城解説！？—平成二四年国交法違反被告事件最高裁判決と憲法訴訟のこれから (『現代立法主義の諸相(下)』)	写し	2013. 12. 14 (発行)	駒村圭吾	堀越事件判決により猿払基準も間接的付随的制約論も用いられなくなったこと。

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲 4 1	民主主義との 法理と受刑者 の選挙権：公 職選挙法 11 条 1 項 2 号の 適合性につい て (155～ 159 頁 抜 粋) (神戸法學雜 誌 75 卷 1 号)	2025. 6. 27 (発行)	木下昌彦	漠然で象徴的な目的は、議論の余地がほとんどないからこそ、権利侵害についての正当化分析をより困難なものにすること。 それらの概念は多くの意味を持つにもかかわらず、なぜ権利の制限が必要であるのか、具体的に何を達成することが期待されているのかについて、ほとんど何も教えてくれないこと。 目的が、より広範であればあるほど、より抽象的であればあるほど、文脈によって異なる意味になりやすく、ひいては歪曲や操作を受けやすいこと。	

以上